

### [ 事案 19-31 ] 配当金請求

- ・ 平成 20 年 1 月 12 日 裁定申立受理
- ・ 平成 20 年 6 月 25 日 裁定終了

#### < 事案の概要 >

加入時に提示された設計書記載の満期時の積立配当金を支払って欲しいとし、申立てがあったもの。( 本事案の申立人は、[ 事案 19-30 ] の申立人の妻であり、同一保険会社に対し同時に申立てがあった )

#### < 申立人の主張 >

昭和 62 年に養老保険( 保険期間 20 年 ) に加入したが、その際提示された設計書には、満期時受取合計額が満期保険金 350 万円と積立配当金約 190 万円の合計約 540 万円と記載されているにもかかわらず、今般満期近くになり保険会社から、実際に支払われる満期時受取合計額は 352 万 6 千円余( 満期保険金 350 万円と積立配当金 2 万 6 千円余 ) であると通知してきたが、設計書記載の金額と余りにも違いすぎる。設計書には「今後変動することがあります」という文言が記載されているが、目立たない小さな活字で書かれており、納得できない。

設計書記載の満期時受取合計額を支払うことが本件保険契約の内容になっており、設計書に記載された満期時受取金として 540 万円を支払って欲しい。

#### < 保険会社の主張 >

下記の理由等により、申立人の請求には応ずることは出来ない。

- (1) 申立契約は、保険期間満了時に満期保険金 350 万円を支払う約定がされていることは問題ないが、毎年の配当金は約款に「会社は定款の規定によって積み立てられた社員配当準備金のうちから、各事業年度末に主務大臣の許可を得た方法により計算した社員配当金を割り当てます」と規定されていることから明らかのように、各事業年度末に初めて決定されるものであり、契約時に確定した額の配当金が支払われることが定まっているわけでない。設計書に記載された積立配当金額は、設計書作成時の実績を前提に算定された数値に過ぎない。
- (2) 本件保険契約の設計書には、設計書記載の金額を支払うことを約する文言はなく、「配当数値( 積立配当金 ) については、今後変動( 増減 ) することがあります。従って、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください。」との重要部分を太字にした注意文言が記載されている。
- (3) 本件保険契約の契約年は昭和 62 年であり、当時の予定利率は 6.0% と高率であった。長期の不況が継続しているため、現実の運用実績が予定利率を下回り利差益はまったく生じておらず、むしろマイナスである。そのため本件契約のように、予定利率の高い契約については、死差益・費差益を合算しても剰余は全く生じておらず、配当が出来ない状況が続き、平成 5 年度以降の配当がゼロという状況が続いた。また、設計書作成時に 7% として計算された配当金積立利率が、経済情勢の変動・市場金利の低下とともに見直しされ、平成 6 年以降、約款で定められた保証利率 4% まで引き下げられたこと等から、満期時の積立配当金額も設計書記載の予定額を大きく下回ることとなった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では当事者双方から提出された書面による審理を行った結果、本件申立てには理由がないことから、生命保険相談所規程第40条により裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1)約款および保険契約申込書によれば、本件保険は、保険期間満了時に満期保険金350万円と利息を付けた積立配当金を支払うものとされているが、積立配当金については、確定金額を支払うものとはされていない。従って、本件保険契約の設計書に記載された積立配当金額は、あくまでも設計書作成当時の実績に基づき算定された数値であって、設計書に記載された確定金額を支払うことを内容とするものではない。

以上から、設計書記載の積立配当金の支払いをすることが、本件保険契約の内容になっていると言うことはできない。

(2)設計書には、設計書記載の金額を支払うことを約する文言はなく、「配当数値(積立配当金)については将来の支払額を約束するものではない」と、重要部分を太字にした注意文言が記載されている。

(3)設計書記載の予測金額と実際に支払われる金額が乖離していることは、申立人の老後の生活設計に支障を生じさせることはよく理解出来るが、その主たる原因は、いわゆるバブル経済の崩壊後の予測困難な経済状況の変化にあり、他の多くの生命保険契約においても同様の事態を生じており、これをもって保険会社の法的責任を問うことは困難であると言わざるを得ない。